

6 障害児支援を充実する

◎ 現状

発達に心配のある子どもについては、その抱える課題を早期に発見し、早期療育につなげるとともに、成長段階に応じた一貫した支援を行うことが重要です。

区では保健相談所において従来から、乳幼児健康診査の結果、心理面や日常生活習慣等の問題について継続的指導が必要と認められた子どもを対象に、心理経過観察を行っています。平成22年度からは対象者を就学前までの子どもに拡充した心理発達相談として充実しております。また療育等の専門的対応が必要な場合は、心身障害者福祉センター等の専門機関や幼児教室につないで、連携しながら支援に当たっています。

また、保育園・幼稚園や学童クラブにおいて障害児の受入れ、特別支援学級の整備等を通じて、障害児へ適切な保育・教育環境を提供し、健やかな成長を促す取り組みを行ってきました。保育所・学童クラブでは、障害のある子どもの入所申込みが増加傾向にあります。併せて重度障害児および集団生活になじみにくい障害児等の、現在の障害児保育では対応が難しい現状が生じています。

心身障害者福祉センターでは、専門医による専門性の高い相談を実施していますが、乳幼児の相談件数が多く、小学生、中学生および高校生の新規相談の受入に限られているため、専門医の増員による相談件数増に努めています。療育事業についても、対象者の増加等により、待機期間が生じています。

児童デイサービス事業所については、区内に9か所の民間事業所があり、事業所数は増加傾向にありますが、地域的な偏在もあり、利用希望者の要望に十分応えられていない状況があります。

また、障害者自立支援法、児童福祉法の改正により、平成24年4月から障害児サービス提供の枠組みが変わることから、これに対応した体制づくりが必要です。

こうした課題を解決し、支援の充実を図るために、区は（仮称）こども発達支援センターおよび（仮称）学校教育支援センターを小学校跡地を活用し開設することとしました。

障害者基礎調査の結果

【通園・通学に際し充実してほしいこと】

	身体障害者	知的障害者
①	施設・設備などを充実させてほしい	夏休みなど長期休みの際の取組を充実させてほしい
②	夏休みなど長期休みの際の取組を充実させてほしい	放課後の取組を充実させてほしい
③	先生・生徒の理解などが深まってほしい	先生・生徒の理解などが深まってほしい

【充実してほしい障害者施策】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
障害のある子どもたちの可能性を伸ばすような教育	24.7%	52.9%	21.9%	33.0%
障害の早期発見・早期療育に努めること	23.1%	37.1%	36.7%	24.5%

団体ヒアリングの結果

【総合相談体制を構築する、に関する意見】

- ・(仮称) こども発達支援センターを利用しやすくしてほしい。
- ・放課後の居場所づくりや障害児保育の充実を図ってほしい。
- ・特別支援学級(学校)と地域の小中学校との交流を進め、障害理解を深めてほしい。

◎ 課題

保育所などの現場では、支援者が発達上の課題に気付いても、保護者に受容してもらうまでに時間がかかり、早期療育につながりにくい現状があります。

教育現場においても、通常の学級に通っている発達に心配のある子どもについては、学校内の教育相談や学校巡回相談等による支援体制の整備を進めていますが、一層の充実が必要です。

また、保育所・学童クラブでは、障害のある子どもの利用希望者増、重度障害児等への対応が求められています。

また、児童デイサービス等の事業所の地域偏在からくる課題に取り組み、放課後や学校の長期休みへの対応を図る必要があります。

◎ 施策の方向

(1) 早期発見と早期療育

乳幼児健康診査などを通して、子どもの疾病や障害の早期発見、早期対応に努めます。発育や発達などが気になる子どもに対しては、心理相談、1歳6か月児健康診査フォロー教室などで経過観察を行います。さらに専門的な対応が必要な場合は、心身障害者福祉センター（（仮称）こども発達支援センター開設後は同センター）などの専門機関を紹介し、関係機関と連携して、支援をしていきます。また、保護者に疾病や障害に関する情報提供や個別相談を行なうほか、保護者同士の交流などの支援もしていきます。

心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るために、（仮称）こども発達支援センターを整備します。

(2) 障害児保育と療育機関支援

保育所、学童クラブでは障害児の受入れ拡大に努めるとともに、専門家による巡回指導・相談の充実や職員研修等を通じて、保育内容の充実を図ります。

また、（仮称）こども発達支援センターとの連携を進めます。

民間の児童デイサービス等の事業拡大のために、創設のための支援や支援力の向上のための支援を行います。

(3) 特別支援教育の推進

区立幼稚園においては、引き続き障害児の受入れを全園で行ない、巡回相談制度の利用を積極的に進めます。また、私立幼稚園における心身障害児保育委託事業を拡充します。

学齢期においては、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性などに応じた教育を行なうとともに、地域バランスを考慮しながら特別支援学級を増設します。

また、（仮称）学校教育支援センターを整備し、学校巡回相談員、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等の一元化を図り、発達に心配のある子供たちをめぐる教育相談の充実を目指します。

(4) 障害児支援機関の連携

保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を強化し、情報共有や個別ケースの検討などをとおして障害児支援の充実を図るため、「（仮称）障害児支援ネットワーク会議」を設置します。

8 社会生活支援（防災）

◎ 現状

区では、平成 19 年度より「災害時要援護者名簿」を作成し、災害弱者の把握に努めるなど、災害弱者対策に取り組んでいます。（登録者数：約 29,000 人）

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、区の対応や巨理町支援の経験などをもとに、首都直下地震に対する想定を含め、区の防災対策を強化するために、地域防災計画や関連するマニュアル類を総点検し、見直しを行っています。

障害者基礎調査の結果

【災害に備えて必要と思う対策】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
①	避難しやすい避難所を整備する。	地域で助け合える体制を整備する。	避難しやすい避難所を整備する。
②	避難時の障害者用設備（トイレ、ベッド等）を配置する	避難しやすい避難所を整備する。	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う
③	地域で助け合える体制を整備する。	避難時の介助人などを確保する。	地域で助け合える体制を整備する。

◎ 課題

- ・地域で助け合える体制を整備するためには、日頃から、地域の支援者等と顔の見える関係作りを構築する必要があります。
- ・福祉避難拠点については、情報連絡体制や開設手続きの改善、災害用品の検討等、様々な検討課題があります。
- ・障害者に対する情報提供については、障害特性に応じた方法が必要となっており、提供方法が課題となっています。また、今般の東日本大震災により、不安を感じている障害者やその関係者に対し、区の考えている対策を平常時から正確にご理解いただく必要があります。

◎ 施策の方向性

(1) 地域で助け合える体制整備について

平常時から地域の支援者と災害時要援護者との顔の見える関係づくりを構築し、災害時には安否確認や救出活動、避難誘導などを円滑・安全に実施できるよう、防災マップの作成、防災みまもりカードなどの作成を推奨します。

(2) 福祉避難拠点について

備蓄物品などを検討するとともに、地域防災計画見直しの中で情報連絡体制や開設手続きの改善に努めていきます。

(3) 障害者に対する情報提供について

- ・ 障害者地域自立支援協議会や事業者連絡会等の既存のネットワークや会議体を活用した情報提供の強化を図ります。
- ・ 防災課や消防署等の協力により事業者に対し防災マニュアル作成指導等を行います。

事業名【担当課名】・事業概要	実績値・目標値	
	平成 22 年度	平成 26 年度
①災害時緊急連絡網の検討【防災課・福祉部経営課】 災害時要援護者の状況確認や安否確認の情報を区に伝達する手段について、避難拠点・情報拠点を活用しながらモデルケースを構築するとともに、区民防災組織（町会・自治会）や民生・児童委員などの役割分担について検討します。	検討	検討
②まちの防災みまもり袋の活用【防災課】 平常時から地域の支援者と災害時要援護者との顔の見える関係づくりを構築し、災害時には安否確認や救出活動、避難誘導などを円滑・安全に実施できるよう、防災マップの作成、防災みまもりカードなどの作成を推奨します。 また、名簿の提供を受けていない区民防災組織（町会・自治会）に対するさらなる働きかけを行います。	災害時要援護者名簿を活用した組織数 27組織	充実
③福祉避難所の整備【福祉部経営課・高齢社会対策課・障害者施策推進課】 地域防災計画に基づき、災害時に区立小中学校などの避難拠点で避難生活を送ることが困難な災害時要援護者を受け入れる福祉避難所の整備を行います。	関係機関との協議・検討	整備

10 障害者医療の推進

◎ 現状

区では、障害のある方が健康で安心した暮らしをおくれるよう、自立支援医療の適切な実施や、「心身障害者医療費助成」などの各種医療費助成により、医療費の負担軽減を図ってきました。

自立支援医療では、精神通院医療と更生医療の実績が増加傾向にあります。要因としては、精神通院医療については区内専門医療機関が増加やしたことなど、更生医療については免疫機能障害者への給付の増加などがあげられます。

また、難病患者に対しても「難病医療費等助成制度」などの助成制度を実施しており、平成 21 年度は難病医療費助成対象疾患に 7 疾患が追加され、その拡充が図られています。

これらの医療制度利用については、障害者手帳の申請時や福祉サービス利用相談などの機会をとらえて、情報提供・相談を行なっています。

一般の歯科診療所では十分な治療が困難な障害者、高齢者に対して、平成 7 年度から練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎）において歯科診療を行なってきました。平成 18 年度からは、摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問診療事業を実施しています。さらに、患者数の増加に伴い診察時間の延長、日数増を行い、対応を図っています。

また、精神科病院からの退院促進や医療との密接な連携が必要な高次脳機能障害者、医療的ケアが必要な方にとっても、身近なところに安心して受診できることは重要なことです。

障害者基礎調査の結果

【過去 1 年間の健康診断受診状況】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
受けた	70.7%	83.7%	57.6%
受けていない	24.0%	15.1%	38.3%

※ 受けていない方の内、身体 62.5%、知的 26.4%、精神 37.8%の方が「現在通院中」をその理由としてあげている。

【健康管理・医療について困ったことや不便なこと】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
①	医療費の負担が大き	症状が正確に伝わら	医療費の負担が大き

	い	ない	い
②	専門的な医療機関がない	専門的な医療機関がない	近所に診てくれる医師がいない
③	建物が障害に配慮した構造でない	受診手続など配慮が不十分	医療機関とのコミュニケーションが取れない

団体ヒアリングの結果

【障害者の社会参加を支援する、に関する意見】

- ・ 歯科以外でも、障害者専用の受診機関を設置して欲しい
- ・ 急性期や急業の精神障害者を支援する体制を整備して欲しい
- ・ 地域の診療所のバリアフリー化を望む

◎ 課題

障害者基礎調査によると、健康管理・医療について困ったことや不便なことの回答で、「医療費の負担が大きいこと」の他に「専門的な医療機関がない」「障害で症状が正確に伝わらない」など十分な受診ができていない状況が見られます。

障害の有無にかかわらず、だれもが適切な医療を受けることができる体制づくりが必要です。

◎ 施策の方向

(1) 障害者医療制度の普及

在宅難病患者および家族への療養支援を図るため、相談体制の強化と必要な保健・医療・福祉サービスを受けられるよう、連携していきます。

また、引き続き自立支援医療やその他の障害者医療制度の普及、適切な運用に努めます。

(2) 医療機能連携の推進

区民に身近な「かかりつけ医」を中心として、診療所と病院とがそれぞれの機能分担と連携を図り、区民に適切な医療が提供されるよう、医療機能連携を促進します。

また、障害のある方の「かかりつけ歯科医」の定着促進と歯科医療連携の推進を引き続き図っていくとともに、障害者等の口腔ケアや摂食・えん下にかかわる取り組みを検討していきます。

また、障害のある方が地域の診療所などを受診しやすいよう、バリアフリー整備へ助成や障害理解への取り組みを行なっていきます。

(3) アウトリーチによる支援

未治療や治療の中断などにより、安定した地域生活が困難となっている精神障害者に対し、東京都との連携を図りつつ、精神科医師などによる訪問支援を行います。